

リュウキュウアユ採捕承認取扱要領

沖縄県内水面漁場管理委員会指示 8 第 1 号に基づく事務取扱いは次によるものとする。

(承認申請)

第 1 増養殖（種苗生産に供する場合に限る。）若しくは移植又は試験研究等を目的としてリュウキュウアユを採捕しようとする者は、リュウキュウアユ採捕承認申請書（第 1 号様式）を沖縄県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 養殖を目的とするリュウキュウアユの採捕承認申請は、北部主要河川にリュウキュウアユが定着するまで受け付けないものとする。

3 増殖又は移植を目的としたリュウキュウアユ採捕承認申請書の提出期限は、毎年 9 月末日までとする。

(承認証の交付)

第 2 委員会は、リュウキュウアユの採捕の承認をしたときは、リュウキュウアユ採捕承認証（第 2 号様式）を交付する。

(承認内容の変更)

第 3 承認を受けた者が、承認内容を変更しようとするときは、リュウキュウアユ採捕承認変更申請書（第 3 号様式）を提出しなければならない。

(採捕尾数)

第 4 採捕尾数は、リュウキュウアユの定着状況を考慮し、リュウキュウアユの増殖を行っている団体及び試験研究機関の意見を聞いて委員会が決定する。

(放流義務)

第 5 承認を受けた者は、採捕したリュウキュウアユから育成した稚魚を次の定めに従い河川等に放流しなければならない。ただし、試験研究等を目的として採捕する場合を除く。

2 河川等に放流するリュウキュウアユの稚魚の数、放流の場所及び放流の時期については、委員会が指名する者で協議して決定する。

(実績報告)

第 6 承認を受けた者は、委員会へリュウキュウアユ採捕実績報告書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、毎年 7 月末日までとする。

この要領は、平成 8 年 7 月 23 日から施行する。